⑶⑸　設定及び解約の実績

ａ　有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とするファンドにあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、設定総額又は設定数量及び解約総額又は解約数量を記載すること（本邦外における販売又は解約の実績がある場合は、当該販売総額又は販売数量及び解約総額又は解約数量を内書にすること。）。

ｂ　併合により新たに内国投資信託受益証券が発行されるため又は設定及び解約の実績に係る期間内に併合があったため設定及び解約の実績の対象となる期間が全部又は一部存在しない場合には、存在しない期間については、各併合消滅ファンドの設定及び解約の実績を記載すること。

⑶⑹　申込（販売）手続等

ａ　内国投資信託受益証券の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

ｂ　積立方式による販売、生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。

ｃ　内国投資信託受益証券１単位当たりの販売価格が基準価額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑶⑺　換金（解約）手続等

ａ　内国投資信託受益証券の換金（解約）についてその手続及び受渡方法等を記載すること。

ｂ　内国投資信託受益証券１単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑶⑻　資産の評価

基準価額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

⑶⑼　保管

内国投資信託受益証券の保管に関する事項を記載すること。ただし、振替内国投資信託受益権については、この限りでない。

⑷⑽　信託期間

ファンドの存続期間について記載すること。

⑷⑴　計算期間

ファンドの計算期間について記載すること。

⑷⑵　その他

ａ　ファンドの解散又は償還条件等について記載すること。

ｂ　約款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

⑷⑶　受益者の権利等

分配金の受領権、償還金の受領権、内国投資信託受益証券の換金（解約）請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

⑷⑷　ファンドの経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号。以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。以下ａ及び⑸⑶ａにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。

ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｃ　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｄ　併合によりファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を作成していない場合には、各併合消滅ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表を記載すること。

ファンドの最近計算期間に係る財務諸表又は中間財務諸表において比較情報（財務諸表等規則第６条又は中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報をいう。以下ｄにおいて同じ。）が含まれていない場合には、当該財務諸表又は中間財務諸表に加えて、各併合消滅ファンドの直近の財務諸表又は中間財務諸表（これらの比較情報を除く。）を記載すること。

⑷⑸　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とするファンドについて、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日⑷⑹ａ及び⑷⑺において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑷⑹ａ及び⑷⑺において同じ。）も記載すること。

⑷⑹　損益及び剰余金計算書

ａ　最近計算期間に係る損益及び剰余金計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

⑷⑺　注記表

最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

⑷⑻　附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

⑷⑼　ファンドの現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。ただし、併合により新たに内国投資信託受益証券が発行される場合には、併合効力発生日の直近日現在の各併合消滅ファンドの状況について記載すること。

⑸⑽　内国投資信託受益証券事務の概要

当該届出に係る内国投資信託受益証券に関し、次の事項を記載すること。

ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

ｂ　受益者等に対する特典

ｃ　内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ｄ　その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

⑸⑴　委託会社等の概況

ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の委託会社等の資本金の額並びに委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

ｂ　委託会社等の機構について記載すること。なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。